

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日、  
が休業日  
当たると  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)  
 保険医療機等の指定(保険課)  
 保険医の登録(〃)  
 保険薬剤師の登録(〃)  
 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)  
 保安林の指定の解除(造林課)  
 保安林の指定の解除予定(〃)  
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞(防犯少年課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百一十号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 国 次

| 指定<br>番号 | 種 別           | 区 書                                     |             | 類 別              |             |
|----------|---------------|---|-------------|------------------|-------------|
|          |               | 題 号                                     | 発行記<br>号等   | 表<br>示<br>行<br>所 | た<br>れ<br>名 |
| 2682     | 雑誌その他<br>の刊行物 | 局部アッパをめぐり肉ひた遊び<br>せーんぶ、あげる！！            | HG-1<br>1-A | トリヌ出版            |             |
| 2683     | 〃             | 禁姦<br>愛の生活                              | HG-1<br>1-A | トリヌ出版            |             |
| 2684     | 〃             | INCREDIBLE HARD<br>CORE vol10<br>Beaver | BY-1<br>8-G | トリヌ出版            |             |
| 2685     | 〃             | シラケルOMANX<br>ニユー-Cream                  | NC-1<br>9-G | トリヌ出版            |             |
| 2686     | 〃             | ウイソク<br>伊藤亜衣子・保存版極限写真集                  | HG-1<br>1-2 | 朝日新聞             |             |
| 2687     | 〃             | 少女ジューシー<br>ホッ気でしたい18才                   | SJ-1<br>9-G | 朝日新聞             |             |
| 2688     | 〃             | Q, U, E, E, N                           | YQ-1<br>9-G | Do企画             |             |
| 2689     | 〃             | 濡れる愛戯<br>ときめき                           | HG-1<br>1-P | Do企画             |             |
| 2690     | 〃             | 秘書課の女現熟<br>もって愛して                       | HG-1<br>1-O | Do企画             |             |

|      |   |                    |                       |            |
|------|---|--------------------|-----------------------|------------|
| 2691 | " | 夢恋人                | HG-1                  | Do企画       |
| 2692 | " | ザ・裏マガジン<br>バーズマガジン | 雑誌コー<br>下042<br>00-2  | コバルト社      |
| 2693 | " | セクシーマガジン           | 雑誌05<br>513-1         | 株式会社サン出版   |
| 2694 | " | コスモス通信             | 雑誌13<br>963-3         | 考友社出版株式会社  |
| 2695 | " | 劇画快楽号<br>MY美少女     | 雑誌03<br>680-4         | 株式会社サン出版   |
| 2696 | " | スコーラNO127          | 雑誌21<br>114-1<br>7/28 | 株式会社講談社    |
| 2697 | " | 遊びジャーナル            | 雑誌11<br>359-7         | 株式会社スポーシング |
| 2698 | " | 月刊ビデオヤング           | 雑誌13<br>639-7         | 株式会社松文館    |
| 2699 | " | 月刊ビデオマガジン          | 雑誌コ<br>下133<br>79-7   | 鶴浪速書房      |
| 2700 | " | 月刊ザ裏マガジン           | 雑誌コ<br>下041<br>99-8   | コバルト社      |
| 2701 | " | オレマジ通信             | 雑誌コ<br>下021<br>89-8   | 株式会社東京三世社  |
| 2702 | " | ギヤルズ通信             | 雑誌コ<br>下128<br>05-8   | 株式会社日本出版   |
| 2703 | " | 月刊ビデオマガジン          | 雑誌コ<br>下133<br>79-8   | 鶴浪速書房      |
| 2704 | " | 漫画エートピア            | 雑誌08<br>937-8         | 鶴笠舎出版社     |
| 2705 | " | 漫画ラブレター            | 雑誌18<br>655-8         | 鶴笠舎出版社     |
| 2706 | " | 漫画エロトラブ            | 雑誌18<br>323-8         | 株式会社蒼竜社    |

|      |   |              |                     |          |
|------|---|--------------|---------------------|----------|
| 2707 | " | 漫画ラブレターズマガジン | 雑誌18<br>349-8       | 株式会社蒼竜社  |
| 2708 | " | 漫画アイドル       | 雑誌コ<br>下014<br>53-8 | 辰巳出版株式会社 |
| 2709 | " | 漫画トレビアン      | 雑誌コ<br>下186<br>39-8 | 鶴綜合図書    |
| 2710 | " | 激画ジャック       | 雑誌03<br>621-8       | 株式会社大洋書房 |
| 2711 | " | 漫画スカット       | 雑誌08<br>389-8       | みのり書房    |

鳥取県告示第六百二二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称    | 所 在 地    | 指 定 年 月 日   |
|--------|----------|-------------|
| 岡垣駅前病院 | 鳥取市米町五〇四 | 昭和六十二年六月十八日 |

|                 |                      |              |
|-----------------|----------------------|--------------|
| 鳥取県<br>米子保健所    | 米子市西福原四四四            | 昭和六十二年六月二十三日 |
| 鳥取県<br>倉吉保健所    | 倉吉市東巖城町二             | "            |
| 山本齒科医院          | 鳥取市末広温泉町二二一<br>誠ビル二階 | 昭和六十二年六月二十八日 |
| 諏訪部齒科診療所        | 東伯郡北条町大字弓原二九三<br>一・二 | 昭和六十二年六月二十三日 |
| 潮齒科医院           | 西伯郡会見町天方九〇七―四        | 昭和六十二年六月十六日  |
| 桑谷至誠堂薬局         | 米子市糺町二丁目五〇―三         | 昭和六十二年六月十五日  |
| 渡部齒科医院          | 米子市四日市町九四            | 昭和六十二年六月二十四日 |
| 池田医院            | 日野郡日南町笠木一〇三六         | 昭和六十二年六月一日   |
| 石田内科・循<br>環器科医院 | 米子市夜見町一七五八―一         | 昭和六十二年六月十五日  |

鳥取県告示第六百三三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名    | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日      |
|--------|-----------|-------------|
| 生田 真 司 | 鳥医第三、五七六号 | 昭和六十二年六月十三日 |

鳥取県告示第六百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名   | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日      |
|-------|-----------|-------------|
| 山 本 中 | 鳥薬第六二二号   | 昭和六十二年六月十八日 |

鳥取県告示第六百五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|        |           |            |
|--------|-----------|------------|
| 氏 名    | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日     |
| 北 広美   | 鳥国葉第六二八号  | 昭和六十二年六月六日 |
| 由 永尚彦  | 鳥国葉第六二九号  | 〃          |
| 福 島 和子 | 鳥国葉第六三〇号  | 〃          |

鳥取県告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字北濱一九〇〇の一・一九〇一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字由良宿字東濱一四六〇の八二から一四六〇の八四まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字吉渡山九一一の一・九一一の二・下阿毘縁字井手ノ谷一七三六の一・一七三六の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字割谷一七三四の一六から一七三四の二二まで、字大塔一七三五の九、一七三五の一〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第五十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十二年七月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

#### 一 聴聞の期日及び場所

昭和六十二年八月五日午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

#### 二 被聴聞者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字大瀬九五七―三

能 戸 眞